

放射線審議会基本部会における ICRP2007 年勧告の
法令取り入れに係る検討状況と論点

近畿大学原子力研究所
杉浦 紳之

ICRP 新勧告(publ.103)が 2007 年末に刊行されたことに伴い、放射線審議会基本部会は ICRP2007 年勧告の国内制度への取入れについて検討するため、平成 20 年 3 月より下記の通り開催されてきた。

第 19 回 平成 20 年 3 月 13 日 (木)

- 議題： 1) 部会長・部会長代理の選任について
- 2) ICRP 新勧告について

第 20 回 平成 20 年 5 月 28 日 (水)

- 議題： 1) I C R P (国際放射線防護委員会) 第 2 委員会の活動について
- 2) I C R P 第 4 委員会の活動について
- 3) I C R P 9 0 年勧告の国内制度の取入れ状況について

第 21 回 平成 20 年 7 月 7 日 (月)

- 議題： 1) I C R P (国際放射線防護委員会) 第 1 委員会の活動について
- 2) I C R P 第 3 委員会の活動について
- 3) I C R P 2 0 0 7 年勧告について

第 22 回 平成 20 年 8 月 12 日 (火)

- 議題： 1) I C R P (国際放射線防護委員会) 第 5 委員会の活動について
- 2) I C R P 2 0 0 7 年勧告及び I C R P 1 9 9 0 勧告の比較について

第 23 回 平成 20 年 10 月 30 日 (木)

- 議題： 1) I C R P (国際放射線防護委員会) 2 0 0 7 年勧告及び国内法令等との比較について
- 2) I C R P 2 0 0 7 年勧告の国内制度への取入れに係る検討事項について

各回の議題から分かるとおり、第 19~23 回にわたって、①ICRP2007 年勧告 (Pub.103) の内容ならびに各専門委員会の最新の活動状況の把握、②ICRP2007 年勧告 (Pub.103) 及び 1990 年勧告 (Pub.60) との主な比較、③ICRP2007 年勧告 (Pub.103) 及び国内法令等との主な比較、について主に議論が行われてきた。

第 23 回 (平成 20 年 10 月 30 日 (木)) において、「国内制度取り入れに関して検討すべき項目及び問題点について」(参考資料に示す) が検討され、①検討項目の確認、②検討項目ごとに検討内容及び問題点の列挙、③検討項目ごとに早急な検討事項及び長期的な検討事項に整理を行うことが確認された。

また、ICRP2007 年勧告の国内制度への取入れに当たっては、当面、2 年をめどに中間報告を作成し、中間報告の完成後、国内制度への取入れに当たっての具体的な検討を行い、最終報告書を作成する予定とされている。

未定稿

ICRP2007年勧告(Pub. 103)の国内制度等への取入れに係る検討事項について

平成20年10月30日

ICRP（国際放射線防護委員会）2007年勧告(Pub. 103)の国内制度等への取入れに係る検討事項及びその内容について、基本部会での議論等を踏まえ、以下のとおり整理。

1. 1990年勧告(Pub. 60)からの変更に伴う検討項目

検討事項	検討内容
新しい概念の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・状況ベースの概念について、どう捉えるか。
実効線量係数(mSv/Bq)、排気中又は空気中の濃度限度(Bq/cm ³)、排液中又は排水中の濃度限度(Bq/cm ³)等	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆被ばくの線量評価について、代表的個人を踏まえたものとするか。 ・放射線荷重係数、組織荷重係数、その他 ICRP 関連文書(消化管モデル等)を踏まえたものとするか。
妊娠である放射線業務従事者に対する線量限度	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠残余期間につき胎児 1mSv とするか。 ・胎児の線量測定の方法はどうするのか。 ・現行の線量限度(放射性核種の摂取 1mSv、腹部表面 2mSv)で、妊娠残余期間につき、胎児 1mSv を担保できるか。

2. 1990年勧告(Pub. 60)の国内制度への取入れ検討時に長期的課題と整理した項目

検討事項	検討内容
正当化(正当化されない被ばく)	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の対象とするか。
最適化(線量拘束値及び参考レベル)	<ul style="list-style-type: none"> ・概念をどう整理するか。 ・規制の枠組みにおいてどのように位置付けるか。 ・どの組織がどのように定めるのか。
緊急作業に係る線量基準	<ul style="list-style-type: none"> ・人命救助(制限なし)、緊急救助作業(1Sv 又は 500mSv)の取扱いはどうするか。
ラドン被ばく	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の対象とするか。 ・参考レベルはどの組織がどのように定めるのか。
潜在被ばく	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の枠組みにおいてどのように位置付けるか。
監視区域	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の枠組みにおいてどのように位置付けるか。
医療被ばくの最適化	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の対象とするか。 ・線量拘束値や診断参考レベルをどの組織がどのように定めるか。

3. その他検討が必要な項目

健康診断	・現行の健康診断(対象者、頻度、項目等)を維持するか。
女性の放射線業務従事者に対する線量限度、測定頻度	・現行の線量限度(5mSv/3月)、測定頻度(1月、3月ごと)を維持するか。
用語	・逐語訳ではなく、放射線業務従事者等に対して理解しやすい用語とするか。
実効線量の扱い方	・実際の被ばく線量との誤差の扱いについてどうするか。